

中部科学技術センター顕彰選考要件

平成14年4月1日制定

平成18年4月1日改定

平成23年4月1日改定

1 表彰の対象

(1)中部地域（愛知、岐阜、三重、静岡、長野、富山、石川、福井の8県下）に事業所、研究所、工場等（事業所等）を有する企業に属する者。

（技術開発型ベンチャー企業に属する者を含む）

(2)過去10年程度の間、優れた研究開発を行い、中部地域をはじめとする地域の産業や産業技術の向上・発展、及び地域振興に顕著な業績を上げた研究者、技術者又はその開発育成に貢献した者、もしくは協同した複数の個人。

(3)同一業績により既に国家表彰（当該年度の推薦要項にて告知した表彰に限る。）を受賞した者は表彰しない。

なお、選考委員会によりセンター顕彰の受賞者が選考（11月頃）された以降、該当する国家表彰の受賞が公表された場合は選考結果どおり表彰することとする。

(4)共同研究開発業績の場合には上記(1)の定めに関わらず、中部地域以外及び企業以外の機関に属する者も含め表彰する。

2 選考委員会

(1)各賞受賞者は中部科学技術センター顕彰選考委員会が審査選考を行い、中部科学技術センター会長が決定する。

(2)選考委員会は科学技術に関し学識経験を有する者のうちからセンター会長が委嘱する委員から構成する。

3 選考基準

(1)当該研究開発が、地域における新たな産業・雇用の創出、異業種間の企業連携等に寄与し、もって中部地域をはじめとする地域の産業や産業技術の向上・発展、及び地域振興に貢献していると認められること。

(2)当該研究開発の事業化がなされ、顕著な業績を上げたものであること。

(3)当該候補者が中心となって研究開発を行ったものであること。

(4)共同研究開発業績の場合には、研究開発の主体が中部地域の企業の事業所等において実施されたものであること。

(5)当該研究開発は、次世代産業を視野に入れた新規性の高い成果であること。

4 審査内容

(1)創造性

研究開発の着眼点が良く、新規性、独創性に富んだものであるか？

(2)技術性

高い技術レベルを有した研究開発であるか？

(3)社会性・利益性

社会生活に寄与する度合いが大きいのか？

地域産業の活性化に資するものであるか？

産業界への波及効果が大きいのか、もしくは企業に対する貢献度が大きいのか？